

# ～出張報告～

## カンボジア運営指導調査

国際協力部教官

辻 保彦

法務省からの出張者

法務総合研究所国際協力部教官 辻 保彦

法務総合研究所総務企画部国際協力事務部門統括国際協力専門官 小林 宏治

他機関からの出張者

JICA 産業開発・公共政策部法・司法課課長 子浦 陽一（団長）

JICA 国際協力専門員 佐藤 直史

JICA 産業開発・公共政策部法・司法課 金田 雅之

調査期間

2013年9月16日から同月20日まで（移動日は除く）

### 1 カンボジアに対する法整備支援の経緯

我が国は、カンボジア政府からの要請を受け、ベトナムに次ぐ二番目の対象国として1990年代にカンボジアに対する法整備支援を開始し、1999年からは、JICAの法整備支援プロジェクトの枠組みで、同国司法省に対する民法及び民事訴訟法の起草支援を本格化させた。その結果、2006年に民事訴訟法が成立し、2007年に適用された。民法については、2007年に成立した後、しばらく適用が見送られていたが、2011年12月に適用となった。なお、適用とは日本でいう施行の意味である。そのようにして、2012年3月末の時点で、民事関係法令の起草支援はほぼ完了し、残すは不動産登記共同省令の起草のみとなつた。

そのような司法省に対する法令起草支援と並行して、2005年から、王立裁判官検察官養成校（RSJP）を対象として、人材育成支援も開始された。そこでは、将来の自律的な運営を目指し、教官候補生と呼

ばれる成績優秀者に対し、民法及び民事訴訟法に関する教育を集中的に施すという手法が取られた。また、日本弁護士連合会とJICAの協力により、カンボジア弁護士会（BAKC）に対する人材育成等の支援も実施してきた。

そのようにカンボジアでは、司法省、RSJP、BAKCに対する個別の支援が並行して行われてきたのであるが、2012年4月からは、これらの3機関のほかに王立法律経済大学（RULE）も対象機関に加えた合計4機関を対象に、民事関連の人材育成の合同プロジェクトがスタートした<sup>1</sup>。このプロジェクトでは、日本から派遣された検事・裁判官・弁護士出身の長期専門家を中心として、各対象機関ごとに毎週1回ワーキング・グループ（WG）つまり勉強会を実施

<sup>1</sup> このプロジェクトでは、RSJPに代わり、その上位機関である王立司法学院（RAJP）が対象機関となった。RAJPは、RSJPの他に書記官養成校・執行官養成校・公証人養成校を傘下に置いているが、日本の主な支援対象はRSJPのみであるから、支援実態は従前と変わりない。

し、民事関連の法解釈・運用能力の向上を目指している。また、年間に数回程度、各対象機関のWGのメンバーが集まってジョイント・ワーキング・グループ（JWG）を開催し、それぞれの活動の成果を発表して知識を共有している。

## 2 本調査の目的

現行プロジェクト開始から2年目を迎えた今年、プロジェクトの活動状況を調査し、長期専門家に対して今後の活動に向けての助言を行うことを主たる目的として実施されたのが、今回の運営指導調査である。JICA産業開発公共政策部・法司法課の子浦課長を団長とし、当部からは本職が調査団員として、小林統括国際協力専門官が随行員として参加した。



プノンペン市内

## 3 調査結果

各対象機関のWGを訪問して実際の活動風景を見学した。本職は、BAKC以外のWGを見学したが、いずれのWGでも講師である長期専門家が一方的にしゃべるのではなく、参加者の対話形式で進められており、参加者は積極的に発言をして議論しており、熱意あふれる雰囲気であった。司法省のWGでは、詐欺取消しにおける取消後の第三者の論点がテーマとして取り上げられており、「善意の第三者」「悪意の第三者」といった言葉が頻繁に交わされていた。日本では、善意の中には善意無過失、善意軽過失、善意重過失の3通りがあるわけであるが、WGの参

加者の一人から、「善意なのに過失があるというのは、しっくりこない。善意といえば、善意無過失の状態を想定してしまう。」という意見が寄せられ、他の参加者も同じ感想を抱いている様子であった。おそらく、善意という民法の条文の文言が、「善良な心」というニュアンスのクメール語に翻訳されていることが原因ではないかと推測された。そこで、日本人の長期専門家が、善意・悪意という言葉を不知・知という言葉に置き換えて説明していた。現行プロジェクトでは、WGで議論されたことをまとめて教材を作成することになっているが、先ほどの善意・悪意の点などは、カンボジア人であれば誰でも疑問に思う点であるから、教材に掲載して広く知識を共有するには有為である。このようにWGは、日本側が気付いていない問題点の抽出にも役立っている。



司法省のWG

WGを見学した際に、参加者からWGの感想などを聴取した。参加者からは、抽象的に制度を勉強するだけでなく、事例を用いて当該制度が機能する場面を具体的に考える思考方法が画期的であるとの意見が多くかった。WGの中だけでなく、職場での同僚の議論の際にも、WGで習得した事例を用いた思考方法が役立っているとのことである。RULEのWGメンバーである教授の方々も、大学で学生たちに講義をする際に、WGで行っている事例を用いた講義の方式を取り入れているとのことで、WGの活動成果が、民法・民事訴訟法の知識の習得にとどまらず、参加者の本来業務の領域にも波及している様子が見



RULE の WG

受けられた。

前述のとおり、現行プロジェクトでは、年に数回、対象4機関のWGのメンバーが集まってJWGを開催することとなっており、既に数回のJWGが開催されており、各WGのメンバーが日頃の活動の成果をプレゼン形式で発表している。JWGは、他機関のWGの発表を聞くことができる良い機会であり、日頃のWG活動を続ける上で良い刺激になっているとのことである。

以上のとおり、カンボジアの現行プロジェクトは現在のところ非常に円滑かつ効果的に運用されており、着実に成果が上がっているが、これはひとえに現地で活躍中の長期専門家の方々、JICAカンボジア事務所の方々及びカンボジア側関係者の方々が、良好な協力関係を維持しながら日々尽力されているためである。当部としても、本邦研修の受入れ業務を中心に、今後もカンボジアの現行プロジェクトを全面的にサポートしていきたい。



RAJP の校舎



RAJP の WG